

# センターだより

2011 May  
vol.5

謹んで地震・津波災害のお見舞いを申し上げます。

一般社団法人  
とっとり被害者支援センターは  
鳥取県公安委員会から

## 犯罪被害者等 早期援助団体

に指定されました!

3月17日(木) 鳥取県警察本部において、  
渡辺公安委員長から、落合理事長に「  
犯罪被害者等早期援助団体」の指定書が  
交付されました。



### 「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けて

一般社団法人 とっとり被害者支援センター 理事長 落合 潮

時下、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から犯罪被害者等支援活動に対し深いご理解を賜り心からお礼申し上げます。

当センターは、事件・事故の被害者やそのご家族・ご遺族に対して、電話・面接相談への対応、病院・裁判所等への付き添いなどの支援を行い被害者の方々の精神的苦悩等を和らげその回復を手助けする民間の団体として、平成20年6月に事務所を開設し、その後同年12月一般社団法人とっとり被害者支援センターとして登記されました。

設立以来、質の高い支援活動を目指し、支援活動員の知識技能の向上を図るため県外研修及び継続研修に努めてきたところであります。

また、当センターの念願でありました「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるため、鳥取県・鳥取県警等のご指導ご協力により、平成23年2月2日鳥取市西町一丁目401番地鳥取県庁西町分庁舎2階に移転いたしました。

そして、平成23年3月17日、鳥取県公安委員会から「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に定める「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けました。このことは、常日頃からきめ細やかなご指導を頂いている鳥取県警・鳥取県・関係機関等はもとより、多くの法人、団体、正会員、賛助会員、寄付者の皆様のご協力のお陰であり、また、支援活動員の皆さまのご尽力の賜であり厚くお礼申し上げます。指定を受けたことにより、事件・事故の発生直後からより迅速に被害者等の方に対する積極的な支援活動が可能となりました。また同時に、法律に基づいて活動を行う団体としてお認め頂いたことに対し、身の引き締まる思いでいっぱいでありたいです。

これを機会にますます、被害者等の要望に沿った柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援活動を確実にを行い、犯罪被害者からの早期回復に努めてまいりたいと考えているところであります。また一層、信頼性の高い団体として支援活動員の知識技能の向上を図る所存でございます。どうか皆様、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

